

錦江町監査公表 2 号

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 2 月 26 日

備品監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により、錦江町監査基準に準拠して備品監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和 6 年 1 月 22 日（月）～ 23 日（火）
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、厚ケ瀬 博文

5 監査の対象

- (1) 議会事務局
- (2) 教育課
- (3) 建設課
- (4) 健康保険課
- (5) 未来づくり課
- (6) 住民生活課

6 監査の着眼点

- (1) 備品台帳は整備されているか
 - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
 - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
 - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
- (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
 - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
 - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
 - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管していないか
 - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
- (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
 - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
 - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
 - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者

及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

8 監査結果と意見

監査の対象課等ごとに、次のとおり意見を付す。今回、対象とならなかった課等においても参考にされたい。

対象	意見
議会事務局	人事異動等に伴う、備品利用者の氏名が更新されていないものが散見されたので、確認して訂正されたい。
教育課	特に指摘する事項はなかった。
建設課	人事異動の際、備品も一緒に移動しているものがあったので、このようなことは控えていただきたい。また、常置場所の異なる備品が散見されたので、確認して台帳を訂正されたい。
健康保険課	課の分割があり、備品の仕分けが不十分で整理できておらず、台帳記載の備品を訪ね当たらないものが多数あったので、台帳と備品を確認して台帳を訂正されたい。 また、常置場所が池田診療所、宿利原診療所などとなっているものについては、その常置場所ごとに備品台帳を整備されたい。
未来づくり課	特に指摘する事項はなかった。
住民生活課	特に指摘する事項はなかった。

9 結び

庁舎外の施設に常置している備品については施設ごとに一括りとし、庁舎内の備品と別けて管理をされたい。

移管した備品、常置場所をあらためた備品については、その都度台帳を更新し、物品の的確な把握に努められたい。

人事異動の際、人と併せて備品まで移動することがないように注意されたい。

また、長く使用していないもの、規格等が古くなり今後の使用が見込めないものなどは、廃棄や更新を積極的に行っていただきたい。